

平成30年度環境対応車導入促進助成事業の手続き

(公社) 全日本トラック協会

実施要領10.(5)①に定める平成30年度における環境対応車導入促進助成事業に係る手続きの詳細は、以下のとおりとする。

1. 申請

(1) 車両を登録する前に「環境対応車導入促進助成金交付申請書」(5枚複写)を使用し、事前に申請手続きを行うものとする。(全ト協へ送付)

ただし、継続して助成事業が実施できるよう4月～6月の登録車両に限り、事後の申請を認めることとする。なお、事後の申請の受付は4月～5月登録の車両は6月15日まで、6月登録の車両は登録日より20日以内に限る。

車種	申請書の種類	(リースの場合) 利用できるリース会社
天然ガス自動車	CNGトラック用	環境優良車普及機構 (LEVO)
ハイブリッド自動車	ハイブリッドトラック用	LEVO 自動車リース事業者

(2) 車両型式については、年度初めに担当者に通知する。また、年度内に車両型式の追加があった場合は、全ト協より都道府県ト協に速やかに連絡する。

【提出書類】

①環境対応車導入促進助成金交付申請書(5枚複写のうち2～4枚目を提出)

※1枚目：都道府県トラック協会控え

2枚目：全日本トラック協会控え

3枚目：交付決定通知書

4枚目：LEVO控え

5枚目：申請者控え

②見積書(写)

※買取りの場合のみ添付

2. 交付決定

交付申請書を受領し、書類を確認後、順次交付決定を行うものとする。
(概ね2～3日で各都道府県ト協へ送付)

3. 実績報告・支払い

(1) 買取り

- ①車両の登録完了または一括の場合のみ車両代金の支払完了のうち、いずれか遅い日から1ヶ月以内に実績報告書を提出する。
- ②助成金の支払いについては、原則として月末締め、翌月末の支払いとする(土曜・日曜・祝祭日にあたる場合は、その後の平日とする)。

提出書類	助成金支払先
① 実績報告書(様式3-2) ② 自動車検査登録証(写) ③ (一括の場合)領収書(写) ※領収書は、車番等の導入車両を確認できる記載があること。 ④ (割賦の場合)割賦販売契約書(写) ※契約書は事業者及び割賦販売会社が押印済みのもの。 ※契約書に車番等の導入車両を確認できる記載がない場合、別途、物件受領証等の導入車両を確認できる書類を添付する。	各都道府県ト協

(2) リース

車両登録後、速やかに(1ヶ月以内)実績報告書を提出するものとする。
なお、全ト協は、助成金の支払いについて、実績報告書とリース会社からの請求書の両書類を照合・審査の上、リース会社へ直接支払うものとする。

提出書類	助成金支払先
① 実績報告書（様式 3 - 1） ② 自動車検査登録証（写） ③ リース契約書（写） ※ 契約書は事業者及びリース会社が押印済みのもの。 ※ リース契約書に車番等の導入車両を確認できる記載がない場合、別途、借受証等の導入車両を確認できる書類を添付する。 ※ 転貸リース（転リース）の場合は、中間会社の契約書も含めて添付する。	リース会社

4. 変更・取下げの諸手続き

交付決定後に申請内容を変更する場合は変更届を、導入を中止する場合は取下届を速やかに全ト協へ提出するものとする。

提出書類	取扱い例
変更届 （様式 4：環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書）	① 型式の変更（車両クラスの変更を伴わないもの） ② 申請台数の減車 ③ 使用本拠位置の変更（同一都道府県内に限る） ④ 大幅な登録予定日の変更 ⑤ その他軽微な変更事項
取下届 （様式 5：環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書）	① 助成額の増額を伴う変更 ② 導入の中止 ③ その他変更届で対応できない事項

5. 財産の処分制限等

環境対応車導入促進助成金交付要綱第 11 条、12 条に該当する場合は、財産処分等の制限期間が経過するまでの期間に相当する分の助成金の返還（原則として月数割り）を求めることがある。

ただし、都道府県ト協及び国が承認し、以下に該当する場合は、原則として助成金返還の対象としない。

(1) 処分等の理由が自己の責によらないと判断されるもの

(2) 処分等がやむを得ないと判断されるもの

助成金の返還の対象としない場合であっても「財産処分等届出書」を提出する。

◎財産処分等の取扱いについて

		都道府県ト協→全ト協	全ト協→都道府県ト協	返還請求先
助成金交付前		環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書 (様式5)	—	—
助成金 交付後	買取り	環境対応車導入促進事業に係る助成金財産 処分等届出書 (参考書式)	環境対応車導入促進 助成事業に係る助成金 の返還について(通知)	都道府県 ト協
	リース			リース会社